

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行令の一部を改正する政令新旧対照表

改 正 後

改 正 前

(表示の基準)

第八条の四 法第八十六条の六第一項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一・二 省 略
- 三 二十歳未満の者の飲酒防止に関する事項
- 四 省 略

附 則

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

(表示の基準)

第八条の四 同 上

- 一・二 同 上
- 三 未成年者の飲酒防止に関する事項
- 四 同 上